

ひきこもり状態にある方やその家族が必要な支援を受けられるよう民間支援団体等一覧を公表します。

令和4年3月に全国で初めて「埼玉県ひきこもり支援に関する条例」が制定されました。このことを受け、ひきこもり状態にある方やその家族が必要な支援を受けられるよう、支援に積極的に取り組む民間支援団体等の一覧を公表します。

1 公表に向けた経緯

令和4年3月に制定された「埼玉県ひきこもり支援に関する条例」第6条第2項には、「県は、ひきこもり状態にある者及びその家族が必要な支援を受けられるよう、支援に積極的に取り組む民間支援団体等を周知するものとする。」と定められています。

条例の制定を受け、市町村や保健所の協力を得て、ひきこもり状態にある方やその家族の支援ができる民間支援団体等の調査を行いました。

把握した団体に対しては、職員が現地に赴き、活動状況及び埼玉県ひきこもり支援に関する条例の基本理念に合致する団体であるか確認を行いました。

2 公表する民間支援団体

ひきこもり支援に積極的に取り組むNPO法人等31団体を公表します。

支援の内容については、ひきこもりに関する相談を受ける「相談支援」、ひきこもり状態にある方が集える場を提供する「居場所」、ひきこもり状態にある方やその家族が情報交換や勉強会を行う「当事者会・家族会」の3つに分類しています。ひきこもりの方やその家族がその人に合った適切な支援を受けられるよう、分かりやすく周知いたします。

団体の一覧については、別添資料を御覧ください。